

## 令和4年第2回中間市議会定例会会期日程

(会期 3月1日～3月24日：24日間)

月	日	曜	本 会 議	委員会	審 査 事 項
3月	1日	火	開 議 午前10時		1. 会期の決定 2. 承認第2号・承認第3号 3. 第2号議案～第22号議案 4. 議員提出議案第1号 〔 議案上程・提案理由説明 〕
3月	2日	水	休 会		
3月	3日	木	開 議 午前10時		1. 一般質問
3月	4日	金	開 議 午前10時		1. 一般質問 2. 承認第2号・承認第3号 3. 第2号議案～第13号議案 〔 質疑・討論・採決・委員会付託 〕
3月	5日	土	休 会		
3月	6日	日	休 会		
3月	7日	月	休 会	委員会	
3月	8日	火	休 会	委員会	
3月	9日	水	休 会	委員会	
3月	10日	木	休 会		
3月	11日	金	開 議 午前10時		1. 第2号議案～第12号議案 2. 第14号議案～第23号議案 3. 議員提出議案第1号 4. 決議案第1号 〔 提案理由説明・委員長報告・ 質疑・討論・採決・委員会付託 〕
3月	12日	土	休 会		
3月	13日	日	休 会		
3月	14日	月	休 会	委員会	
3月	15日	火	休 会	委員会	
3月	16日	水	休 会	委員会	
3月	17日	木	休 会	委員会	
3月	18日	金	休 会		
3月	19日	土	休 会		
3月	20日	日	休 会		
3月	21日	月	休 会		
3月	22日	火	休 会		
3月	23日	水	休 会		

3月24日	木	開 議 午前10時	1. 第14号議案～第23号議案 2. 議員提出議案第1号 3. 意見書案第1号～意見書案第4号 「提案理由説明・委員長報告」 「質疑・討論・採決」
-------	---	--------------	--

## 諸 般 の 報 告

第2回中間市議会定例会

令和4年3月1日

(報告書の受領)

1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により、各会計の例月出納検査結果報告書を、令和4年1月17日、26日、2月14日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

### 記

- |                       |              |
|-----------------------|--------------|
| (1) 令和3年度一般会計及び特別会計等  | 令和3年12月分     |
| (2) 令和3年度中間市水道事業会計    | 令和3年10月・11月分 |
| (3) 令和3年度中間市公共下水道事業会計 | 令和3年11月分     |

2. 地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査結果報告書を、令和4年1月17日、26日、31日、2月14日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

### 記

- |                |        |
|----------------|--------|
| (1) 安全安心まちづくり課 | 令和元年度  |
|                | 令和2年度  |
| (2) 企画課        | 令和元年度  |
|                | 令和2年度  |
| (3) 財政課        | 平成30年度 |
|                | 令和元年度  |
|                | 令和2年度  |
| (4) 公共施設管理課    | 令和2年度  |



---

令和4年 第2回 3月 (定例) 中 間 市 議 会 会 議 録 (第1日)

令和4年3月1日 (火曜日)

---

議事日程 (第1号)

令和4年3月1日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 承認第2号 専決処分を報告し、承認を求めることについて  
(損害賠償の額を定め、和解することについて)  
(日程第2 提案理由説明)
- 日程第 3 承認第3号 専決処分を報告し、承認を求めることについて  
(令和3年中間市一般会計補正予算 (第12号))  
(日程第3 提案理由説明)
- 日程第 4 第2号議案 令和3年度中間市一般会計補正予算 (第13号)
- 日程第 5 第3号議案 令和3年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算 (第3号)
- 日程第 6 第4号議案 令和3年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第3号)
- 日程第 7 第5号議案 令和3年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)  
(日程第4～日程第7 提案理由説明)
- 日程第 8 第6号議案 中間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 第7号議案 中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 第8号議案 中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 第9号議案 中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第12 第10号議案 中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第13 第11号議案 中間市消防団条例の一部を改正する条例  
(日程第8～日程第13 提案理由説明)
- 日程第14 第12号議案 中間市道路線の変更について  
(日程第14 提案理由説明)
- 日程第15 第13号議案 北九州都市圏広域行政推進協議会の廃止に関する協議について  
(日程第15 提案理由説明)
- 日程第16 第14号議案 令和4年度中間市一般会計予算
- 日程第17 第15号議案 令和4年度中間市特別会計国民健康保険事業予算

- 日程第18 第16号議案 令和4年度中間市住宅新築資金等特別会計予算  
 日程第19 第17号議案 令和4年度中間市地域下水道事業特別会計予算  
 日程第20 第18号議案 令和4年度中間市公共用地先行取得特別会計予算  
 日程第21 第19号議案 令和4年度中間市介護保険事業特別会計予算  
 日程第22 第20号議案 令和4年度中間市後期高齢者医療特別会計予算  
 日程第23 第21号議案 令和4年度中間市公共下水道事業会計予算  
 日程第24 第22号議案 令和4年度中間市水道事業会計予算  
 (日程第16～日程第24 提案理由説明)  
 日程第25 議員提出議案 中間市総合会館条例の一部を改正する条例  
 第 1 号  
 (日程第25 提案理由説明)  
 日程第26 会議録署名議員の指名

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席議員 (16名)

1 番 小林 信一君	2 番 堀田 克也君
3 番 田口 善大君	4 番 蛙田 忠行君
5 番 柴田 芳信君	6 番 田口 澄雄君
7 番 山本 慎悟君	8 番 安田 明美君
9 番 掛田るみ子君	10 番 中尾 淳子君
11 番 阿部伊知雄君	12 番 大和 永治君
13 番 柴田 広辞君	14 番 下川 俊秀君
15 番 井上 太一君	16 番 中野 勝寛君

---

欠席議員 (0名)

---

欠 員 (0名)

---

説明のため出席した者の職氏名

市長 …………… 福田 浩君	教育長 …………… 片平 慎一君
総務部長 …………… 末廣 勝彦君	市民部長 …………… 安徳 保君
教育部長 …………… 船津喜久男君	建設産業部長 …… 篠田 耕一君
保健福祉部長 …… 藤田 宜久君	消防長 …………… 林 誠志君

環境上下水道部長 …………… 村上 智裕君  
総務課長 …………… 久場康三郎君      財政課長 …………… 蔵元 洋一君  
企画課長 …………… 平川 佳子君      健康増進課長 ……… 岩河内弘子君  
消防総務課長 ……… 伊藤 裕之君

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 佐伯 道雄君                      書 記 志垣 憲一君  
書 記 東 隆浩君                              書 記 本田 裕貴君

---



午前 10 時 00 分開会

○議長（中野 勝寛君）

おはようございます。ただいまの出席議員は 16 名で、定足数に達しております。これより、令和 4 年第 2 回中間市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

この際、日程に入ります前に、諸般の報告を行います。報告事項は、お手元に配付しております。朗読は、省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は、省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

また、今定例会では、新型コロナウイルス感染防止のため議員の議席、及び、執行部席の間隔を空けておりますので、ご了承をお願いいたします。

---

### 日程第 1. 会期の決定

○議長（中野 勝寛君）

これより、日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日から 3 月 24 日までの 24 日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は 24 日間と決しました。

---

### 日程第 2. 承認第 2 号

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第 2、承認第 2 号専決処分を報告し、承認を求めることについて（損害賠償の額を定め、和解することについて）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

承認第 2 号損害賠償の額を定め、和解することにつきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分といたしましたので、ご報告申し上げます。

昨年 1 月 7 日午後 0 時 30 分頃、中間市立病院 1 階受付前ロビー付近において、処方された薬を受け取るために来院した相手方が、ぬれていた床で足を滑らせ転倒し、尾てい骨と右腕を床面に強く打ちつけました。本件につきましては、事故の発生から 1 年余りが経過しており、相手方に対して、早急に示談をし、賠償する必要がありましたことから、相手方と本年 1 月 25 日付けで損害賠償の額を 25 万 1,892 円とし、和解することにつきまして、専決処分といたしました。

なお、損害賠償金 25 万 1,892 円につきましては、損害保険会社から相手方に直接

支払うこととなっております。

つきましては、地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めらるるものでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま、議題となっております承認第2号に対する質疑は、3月4日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

### 日程第3 承認第3号

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第3、承認第3号専決処分を報告し承認を求めることについて（令和3年度中間市一般会計補正予算（第12号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

承認第3号令和3年度中間市一般会計補正予算（第12号）につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分といたしましたので、同条第3項の規定により、ご報告いたします。

今回の補正は、新型コロナウイルスワクチンの接種につきまして、国から5歳から11歳までの子供に対するワクチン接種を本年3月から開始する方針が示されたこと及び既に実施しております3回目の接種をできる限り早期に完了するよう要請があったことによるものでございます。この国の方針及び要請に沿ってワクチン接種を推進するためには、早急に接種体制を整備する必要があり、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、関連経費を計上した補正予算を先月14日付けで専決処分としたものでございます。

なお、これに係る経費全額を本年度中に執行するものではなく、執行残額は翌年度に繰り越す予定となっております。

それでは、補正予算の概要についてご説明申し上げます。

まず、歳出の主なものといたしましては、衛生費におきまして、ワクチン接種業務に従事する医師等の出務委託料等2,440万円、市民の方が市外で接種した場合に福岡県国民健康保険団体連合会へ支払う事務手数料として210万円、コールセンター及び集団接種会場の運営委託料3,140万円、ワクチン専用冷凍庫用非常用蓄電池購入費310万円を計上いたしております。

次に、歳入といたしましては、国庫支出金におきまして、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金2,610万円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金4,480万円を計上いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ7,098万1,000円を追加し、予算の総額を歳入

歳出それぞれ216億7,541万4,000円としたものでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま、議題となっております承認第3号に対する質疑は、3月4日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

日程第4. 第2号議案

日程第5. 第3号議案

日程第6. 第4号議案

日程第7. 第5号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第4、第2号議案から日程第7、第5号議案までの令和3年度各会計補正予算4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第2号議案令和3年度中間市一般会計補正予算（第13号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、決算見込みに基づく不用額の減額、国県返還金等を計上するほか、これまで計上しておりました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業につきましても、各事業の決算見込みに基づき不用額を減額し、新規事業を追加計上するものでございます。

それでは、補正の主な内容について、歳出からご説明いたします。

まず、性質別経費につきましては、人件費におきまして、人事異動及び決算見込みに基づく不用額の減額を行っておりますので、予算に関する説明書として給与費明細書につきましてもあわせて提出しております。

次に、目的別経費につきましては、議会費におきまして、新型コロナウイルス感染拡大に伴う議員視察の中止等により旅費を240万円減額いたしております。

また、昨年3月市議会定例会におきまして、議員定数を1人削減する議員提出議案が可決成立したこと等に伴い、議員人件費を490万円減額いたしております。議員の皆様のご英断に対しまして、改めて御礼申し上げます。

総務費におきましては、令和2年度の国県支出金の金額確定に伴う返還金に5,780万円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した公共交通応援事業として地域鉄道や路線バス事業者への奨励金に1,210万円、普通交付税の再算定結果及び決算見込みに基づく財源調整により、財政調整基金及び減債基金への積立金に、それぞれ7億4,090万円及び4億5,000万円を追加計上いたしております。

また、国の計画に合わせて実施する住民記録システム改修事業290万円につきましては、繰越明許費を設定いたしております。

民生費におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による病院の受診控えを主要因として、生活保護費のうち医療扶助費を1億1,000万円減額いたしております。

また、特別会計繰出金につきましては、特別会計国民健康保険事業繰出金を540万円、後期高齢者医療特別会計繰出金を1,540万円、介護保険事業特別会計繰出金を1,640万円、それぞれ減額いたしております。

なお、先の12月市議会定例会及び1月市議会臨時会において議決及び承認をいただいた子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費につきましては、この給付金は本年3月31日までに出生した児童が対象となりますことから、申請スケジュール等を考慮し、1,500万円の繰越明許費を設定いたしております。

衛生費におきましては、令和2年度限りで閉鎖した病院事業に係る清算事務の終了に伴い、残務処理経費で1,360万円、未払金清算経費で6,810万円を減額いたしております。

商工費におきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施しておりました中間市感染防止対策協力一時金事業につきまして、事業費の確定に伴い、100万円を減額いたしております。

土木費におきましては、事業費の確定等に伴い、社会資本整備総合交付金事業で9,340万円、塘ノ内砂山線街路事業負担金で860万円、市営住宅深坂団地改修工事で1,180万円をそれぞれ減額いたしております。

また、道路照明灯LED化事業520万円及び垣生公園遊具更新事業4,050万円につきましては、繰越明許費を設定いたしております。

消防費におきましては、高機能消防指令センター設備中間更新事業の事業費確定に伴い、680万円を減額いたしております。

教育費におきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、小中学校での感染症対策及び学習保障等に必要な取組を実施するための経費に1,080万円を追加計上し、あわせて繰越明許費を設定いたしております。

次に、歳入につきましては、地方消費税交付金におきまして、決算見込みに基づき6,900万円を追加計上いたしております。

地方交付税におきましては、特例的対応として普通交付税の再算定が行われたことに伴い、追加で交付決定された2億4,610万円を計上いたしております。

国庫支出金におきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業の財源として、国の令和3年度の補正予算分に係る当該交付金の交付限度額のうち、令和3年度に交付を受ける1,130万円を追加計上いたしております。

また、その他の国庫・県支出金につきましては、対象事業費の確定等に伴い、合計3億

570万円を減額いたしております。

繰越金におきましては、前年度繰越金5億680万円を追加計上いたしております。

諸収入におきましては、病院事業閉鎖時の残余金の確定に伴い1億4,980万円、中間市行橋市競艇組合事業収入を3,600万円、それぞれ追加計上いたしております。

市債につきましては、対象事業費の確定等に伴い、3,770万円を増額する一方、6,470万円を減額し、差引き2,700万円を減額いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ6億8,736万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ223億6,278万円とするものでございます。

次に、第3号議案令和3年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

歳出の主な内容といたしましては、医療費の増加等に伴い、保険給付費を6,770万円、令和2年度に交付を受けておりました、福岡県国民健康保険普通交付金等の額の確定に伴い、過交付分の返還金を8,460万円それぞれ追加いたしております。

次に、歳入の主な内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により所得が激減した世帯が受ける国民健康保険税の減免措置に対する国庫補助金を1,240万円、医療費の増額等に伴い、県補助金を1億1,550万円をそれぞれ追加する一方、国民健康保険基盤安定負担金の額の確定等に伴い、一般会計繰入金を540万円減額いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ1億5,354万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ57億5,290万8,000円とするものでございます。

次に、第4号議案令和3年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

まず、保険事業勘定の歳出といたしましては、総務費におきまして、新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いにより認定調査件数や介護認定審査会の開催回数が減少したことに伴い、不用となった認定審査会委員報酬や認定調査委託料等を1,000万円減額いたしております。

また、保険給付費におきまして、サービス費の決算見込額に合わせて給付費の組替えを行い、積立金におきましては、介護給付費準備基金への積立金を1億9,990万円増額いたしております。

次に、保険事業勘定の歳入といたしましては、介護保険料におきまして、新型コロナウイルス感染症に係る減免措置により現年度分普通徴収保険料を30万円減額する一方で、この減免措置について国の財政支援が決定したことから、国庫支出金におきまして、介護保険災害等臨時特例補助金を同額追加いたしております。

また、事業費の決算見込みに基づき一般会計繰入金を1,640万円減額し、財源調整のため前年度繰越金を2億640万円増額いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ1億8,999万9,000円を追加し、介護サービス事業勘定を加えた予算総額を歳入歳出それぞれ54億1,028万6,000円とするものでございます。

次に、第5号議案令和3年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

まず、歳出の主な内容といたしましては、職員人件費を690万円減額し、また、後期高齢者医療広域連合納付金を700万円減額いたしております。

次に、歳入の主な内容といたしましては、職員人件費の減額等に伴い、一般会計からの事務費繰入金を830万円減額し、また、後期高齢者医療広域連合納付金の減額に伴い、保険基盤安定繰入金を700万円減額いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ1,373万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億4,805万2,000円とするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（中野 勝寛君）**

ただいま、議題となっております令和3年度各会計補正予算4件に対する質疑は、3月4日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

**日程第 8. 第 6号議案**

**日程第 9. 第 7号議案**

**日程第10. 第 8号議案**

**日程第11. 第 9号議案**

**日程第12. 第10号議案**

**日程第13. 第11号議案**

**○議長（中野 勝寛君）**

次に、日程第8、第6号議案から日程第13、第11号議案までの条例改正6件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

**○市長（福田 浩君）**

第6号議案中間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のため、非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件緩和等に関し、国において本年4月1日付けで国家公務員の育児休業等に関する法律の改正が予定されており、地方自治法の定めるところにより、本市においても、この改正により国において行われる措置と同様の措置を行う必要がありますことから、所要の改正を行うものでございます。

条例改正の内容といたしましては、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件のうち、引き続き在職した期間が1年以上とされており要件を廃止し、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するために、妊娠、出産等を申し出た職員に対する個別の制度周知や、育児休業に関する相談体制の整備を義務づけるなど、任命権者として講ずるべき措置を新たに規定するものとなっております。

なお、条例の施行日につきましては、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正法の施行日に合わせまして、令和4年4月1日といたしております。

次に、第7号議案中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、本市の青少年の健全育成に関する協議会であります、中間市少年相談センター運営協議会及び中間市青少年問題協議会につきまして、両協議会の委員の推薦団体がほぼ同じであり、各団体の負担となっているため、また、本市として全庁的に、より集中的に青少年問題に取り組むために、中間市少年相談センター運営協議会を廃止し、中間市青少年問題協議会に一本化することに伴うものでございます。

条例改正の内容といたしましては、中間市少年相談センター運営協議会の委員の報酬に関する規定を削除するものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、令和4年4月1日といたしております。

次に、第8号議案中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、令和3年の人事院勧告に基づき、一般職職員の期末手当の額を改定するものでございます。

令和3年の人事院勧告では、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、期末手当の支給月数を職員におきましては、0.15カ月分、再任用職員におきましては、0.1カ月分引き下げる勧告がなされました。

この勧告の実施に当たりまして、国家公務員につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る経済対策への影響を考慮し、令和3年度の引下げに相当する額については、令和4年6月の期末手当から減額して調整するとの方針が閣議決定され、地方公務員につきましても、国家公務員の取扱いを基本として対応するよう要請がありましたことから、本市におきましても、国の方針に沿って減額を行うものでございます。

条例改正の内容といたしましては、期末手当の支給率を人事院勧告の内容と同様に引き下げるとともに、令和3年度の減額相当分を令和4年6月に支給する期末手当から減額する特例措置を設けております。

なお、条例の施行日につきましては、公布の日といたしております。

次に、第9号議案中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、昨年8月4日に健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴うものでございます。

本市の国民健康保険の被保険者に対する出産育児一時金につきましては、条例で定める基礎額に公益財団法人日本医療機能評価機構が運営する産科医療補償制度における掛金に相当する額を加算して支給しているところです。

この掛金の額が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられることに伴い、国の審議会において出産育児一時金の支給額について議論が行われたところ、少子化対策としての重要性に鑑み、支給総額を維持すべきと整理されたことから、被用者保険の被保険者に対する出産育児一時金については、政令が改正され、基礎額が引き上げられております。

国民健康保険の被保険者に対する出産育児一時金につきましては、市町村が条例で定めることとされておりますことから、本市におきましても、国と同様に出産育児一時金の額を引き上げ、被保険者への支給総額を維持するものでございます。

条例改正の内容といたしましては、出産育児一時金の額を40万4,000円から40万8,000円に改めるものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、公布の日とし、令和4年1月1日以後の出産に基づく出産育児一時金の支給について適用することといたしております。

次に、第10号議案中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律により地方税法が改正され、本年4月1日から施行されることによるものでございます。

条例改正の内容といたしましては、国民健康保険被保険者の世帯に未就学児がいるときは、所得にかかわらず全ての世帯において未就学児に係る均等割保険税の5割を軽減することにより、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、法律の施行に合わせまして、令和4年4月1日といたしております。

次に、第11号議案中間市消防団条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、全国的に消防団員が大幅に減少している中で、その処遇を改善することで消防団員を確保し、もって地域防災力の維持及び向上を図ることを目的として、総務省消防庁において「非常勤消防団員の報酬等の基準」が策定されたことに伴うものでございます。

条例改正の主な内容といたしましては、まず、年額報酬について、団員の階級にある者の年額報酬を3万6,500円とし、より上位の階級にある者の年額報酬をこれとの均衡

を考慮して定めることとする国の基準に準じた額にするものでございます。

また、従来支給しておりました手当について、出勤報酬として見直し、国の基準に準じた額とするものでございます。一例といたしまして、水火災等の災害出勤については、1日当たり7,000円とし、8時間を超えた場合には、8,000円としております。そして、報酬とは別に、消防団員が公務により旅行した場合の費用弁償についての規定を設けております。

なお、報酬及び費用弁償につきましては、活動記録に基づいて、本市から消防団員個人に対し直接支給するものとしております。

本市におきましても、消防団員の減少が懸案となっておりますが、国の基準に準じて、その処遇を改善することで、消防団員を確保し、ひいては本市における各種災害への的確な対応が図られるものとして思料しております。

なお、条例の施行日につきましては、国の通知を踏まえ、令和4年4月1日といたしております。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま、議題となっております条例改正6件に対する質疑は、3月4日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

#### 日程第14 第12号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第14、第12号議案中間市道路線の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第12号議案中間市道路線の変更について提案理由を申し上げます。

今回、変更いたします路線は、吉隈2号線の1路線でございます。

この路線につきましては、起点に当たります上吉隈橋を老朽化により撤去することに伴い、起点の変更を行うものでございます。

道路の概要といたしましては、幅員3.65メートル、実延長101.60メートルを幅員3.79メートル、実延長91.30メートルに変更するものでございます。

以上のとおり、当該路線を変更するに当たり、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま、議題となっております第12号議案に対する質疑は、3月4日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

## 日程第15. 第13号議案

### ○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第15、第13号議案北九州都市圏広域行政推進協議会の廃止に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

### ○市長（福田 浩君）

第13号議案北九州都市圏広域行政推進協議会の廃止に関する協議について、提案理由を申し上げます。

北九州都市圏広域行政推進協議会は、昭和53年3月に北九州市、中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町及び遠賀町の2市4町で、地方自治法第252条の2の2の規定に基づき、各議会の議決を得て設置された協議会でございます。

この協議会は、広域行政の推進、広域行政に係る事務事業の連絡調整等を目的とするものでございますが、平成28年度から新たな枠組みとして開始された連携中枢都市圏北九州都市圏域と構成市町及び活動内容が重複いたしております。

そこで、今後は、広域連携に必要な事業は連携中枢都市圏ビジョンの中で推進することとし、当初の目的を達成したこの協議会につきましては廃止する方針といたしております。

今後、この協議会を廃止するに当たり、関係市町と協議を行う予定としておりますが、この協議につきましては、地方自治法第252条の6の規定により、その例によることとされる同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を経なければならないとされておりますことから、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

### ○議長（中野 勝寛君）

ただいま、議題となっております第13号議案に対する質疑は、3月4日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

## 日程第16. 第14号議案

## 日程第17. 第15号議案

## 日程第18. 第16号議案

## 日程第19. 第17号議案

## 日程第20. 第18号議案

## 日程第21. 第19号議案

## 日程第22. 第20号議案

## 日程第23. 第21号議案

## 日程第24. 第22号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第16、第14号議案から日程第24、第22号議案までの令和4年度各会計予算9件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第14号議案から第22号議案までにつきましては、関連がございますので、一括して提案理由を申し上げます。

まず、第14号議案となります令和4年度中間市一般会計予算について、市政運営の所信の一端を申し述べますとともに、その概要についてご説明申し上げます。

令和3年度は、令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症への対応に終始する1年となりました。感染状況は一進一退を繰り返しており、今後も長期的な対応が必要と見込まれております。

本市におきましても、国や県と足並みをそろえながら、ワクチン接種や各種給付金の給付といった新型コロナウイルス感染症に関連した施策を着実に実施してまいりました。

また、社会保障関連経費の増加などにより、財源に限られる状況ではございますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめとする様々な支援策を最大限に活用することで、市民の皆様が安全で安心な生活を営んでいただくための支援に取り組んでおります。

さて、令和4年度の予算編成におきましては、引き続き新型コロナウイルス感染症対策に最優先で取り組むとともに、選択と集中により収支のバランスを図り、持続可能な市政運営を目指した予算編成を行っております。

それでは、歳出の主なものをご説明いたします。

まず、性質別経費から申し上げます。

人件費につきましては、令和3年度と比較して2億2,650万円の減額となっております。この主な要因といたしましては、令和3年度には、病院事業の清算に伴う退職手当組合負担金を、別途1億7,830万円計上していたことによるものでございます。

繰出金につきましては、地域下水道事業特別会計繰出金におきまして、地域下水道が公共下水道に接続したこと等を要因として令和3年度から5,150万円の減額となった一方で、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業等への繰出金におきましては、社会補償関連経費の増加傾向を反映し8,510万円の増額となった結果、全体では3,350万円の増額となっております。

次に、目的別の主な事業についてご説明いたします。

総務費におきましては、マイナンバーカードを利用して住民票等の証明書がコンビニエンスストア等で取得できるコンビニ交付サービス事業に1,170万円を計上し、市民の皆様が利便性の向上や窓口の混雑緩和による感染症拡大防止を図ってまいります。

民生費におきましては、さきの1月市議会臨時会で令和3年度分の予算について議決をいただきました保育士等処遇改善臨時特例事業補助金の令和4年度の上半期分として1,610万円、保育所等における感染拡大防止対策に必要となる経費の支援に2,770万円、保育士等の負担軽減のため、保育所等におけるICT化の推進を支援するための補助金に150万円をそれぞれ計上し、子育て環境の充実強化と感染症対策を図ってまいります。

農林水産業費におきましては、農村環境整備工事として、下大隈地区の農業用水路改良事業に1,590万円を計上し、農業生産力の維持向上を図ってまいります。

土木費におきましては、市営住宅深坂団地の2棟目の長寿命化改修工事に4,230万円を、継続して取り組んでおります中鶴地区建替事業に要する経費に5億7,280万円をそれぞれ計上し、住環境の整備充実を図ってまいります。

消防費におきましては、災害対応特殊救急自動車とその資機材の更新に3,710万円、消防指揮車の購入に860万円をそれぞれ計上し、救急体制及び災害現場での指揮支援体制の充実強化を図ってまいります。

教育費におきましては、国の推進するGIGAスクール構想に基づき、ICTを活用した授業を安全かつ効果的に展開するための体制整備を図ってまいります。

また、平成6年に開館し、施設整備が老朽化した生涯学習センターの改修工事に1億1,000万円を計上いたしております。

次に、歳入の主なものについて、ご説明いたします。

まず、歳入の柱である市税につきましては、固定資産税等の増額により、市税総額で令和3年度から9,720万円の増額になっておりますが、新型コロナウイルス感染症の及ぼす影響につきましては、引き続き注視していく必要があるものと考えております。

歳入のもう一つの柱である地方交付税につきましては、普通交付税におきましては、国の地方財政計画において、令和3年度と比較して3.5%増となっているものの、病院事業に係る基準財政需要額の減少等により、令和3年度の当初交付決定額から0.2%増、額にして1,050万円増額の45億8,470万円を計上いたしております。

なお、令和3年度当初予算が骨格予算であったため、普通交付税の減額により総額を調整してありましたことから、当初予算額で比較しますと、3億480万円の増額となっております。

また、普通交付税の補完財源であります臨時財政対策債につきましては、地方財政計画において令和3年度と比較して63.1%減となっておりますことから、令和3年度の当初予算から4億1,730万円減額の1億8,160万円を計上いたしております。

地方消費税交付金につきましては、地方財政計画の伸び率と令和3年度の決算見込額を勘案いたしまして、令和3年度から9,350万円増額の8億7,130万円を計上いたしております。

以上により、令和4年度一般会計予算は令和3年度と比較して1億2,261万9,000円の減額、率にして0.6%減の歳入歳出それぞれ189億6,926万7,000円を計上いたしております。

また、予算に関する説明書として、給与費明細書をはじめとする各種調書につきましてもあわせて提出いたしております。

次に、第15号議案令和4年度中間市特別会計国民健康保険事業予算について、提案理由を申し上げます。

まず、歳出の主なものといたしましては、保険給付費として35億2,660万円、国民健康保険事業費納付金として11億1,190万円、保健事業費として3,470万円、これらに伴う事務費を総務費として1億2,240万円計上いたしております。

次に、歳入の主なものといたしましては、国民健康保険税として7億150万円を計上いたしております。

この内訳といたしましては、現年課税分として、医療給付費分が4億7,540万円、後期高齢者支援金分が1億5,800万円、介護納付金分が3,600万円でございます。

また、県支出金として35億5,700万円、繰入金として5億3,950万円、諸収入として960万円を計上いたしております。

以上により、予算の総額を歳入歳出それぞれ48億826万2,000円とするものでございます。

新型コロナウイルス感染症の感染者数は一進一退を繰り返しており、医療費の動向及び国民健康保険税収に大きな影響を与える可能性がございます。

この状況の中で、国民健康保険財政の健全化を図るために、国県の動向を注視し、引き続き保健事業への取組をさらに強化することにより、被保険者の健康増進による医療費の適正化に努めるとともに、国民健康保険税等の歳入の確保に最大限努力してまいり所存でございます。

次に、第16号議案令和4年度中間市住宅新築資金等特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

まず、歳出につきましては、住宅新築資金等貸付金の回収に要する経費として、弁護士相談委託料30万円、補償補填及び賠償金100万円などを計上いたしております。

次に、歳入につきましては、住宅新築資金等償還推進助成事業費補助金として10万円、貸付金の元利収入として110万円を計上いたしております。

以上により、予算の総額を歳入歳出それぞれ132万8,000円とするものでございます。今後とも、貸付金の回収に最大限努力する所存でございます。

次に、第17号議案令和4年度中間市地域下水道事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

地域下水道につきましては、令和3年10月1日に公共下水道に接続し、中鶴及び曙下

水処理場を廃止いたしました。

また、令和5年度に両下水処理場を解体し、中間市地域下水道事業特別会計を閉鎖する予定としております。このため、令和4年度におきましては、事業の実施に係る予算を減額いたしております。

それでは、予算の内容についてご説明申し上げます。

まず、歳入の主なものといたしましては、下水道使用料滞納繰越分を50万円計上いたしております。

次に、歳出の主なものといたしましては、令和3年度分の消費税納付額として30万円を計上いたしております。

以上により、予算の総額を歳入歳出それぞれ51万円とし、前年度より9,489万7,000円減額となっております。

次に、第18号議案令和4年度中間市公共用地先行取得特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

まず、歳出といたしましては、公有財産購入費を10万円計上いたしております。

次に、歳入といたしましては、市債として10万円を計上いたしております。

以上により、予算の総額を歳入歳出それぞれ10万円とするものでございます。

次に、第19号議案令和4年度中間市介護保険事業特別会計予算について提案理由を申し上げます。

まず、保険事業勘定の歳出における主なものといたしましては、介護サービス利用に伴う保険給付費を46億6,400万円、高齢者の地域での生活を総合的に支援する地域支援事業費を4億7,150万円、総務費を9,810万円計上いたしております。

また、歳入の主なものといたしましては、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料を9億9,560万円、保険給付費等の歳出に対する国庫支出金を13億2,610万円、支払基金交付金を13億4,140万円、県支出金を7億2,090万円、一般会計繰入金金を8億2,850万円計上いたしております。

以上により、保険事業勘定におきましては、歳入歳出それぞれ52億4,042万8,000円を計上いたしております。

次に、介護サービス事業勘定の歳出の主なものといたしましては、会計年度任用職員人件費及び予防給付ケアプラン作成委託料支払負担金等の居宅介護支援事業費として3,780万円を計上いたしております。

また、歳入の主なものといたしましては、予防給付費収入として3,780万円を計上いたしております。

以上により、介護サービス事業勘定におきましては、歳入歳出それぞれ3,787万2,000円を計上し、保険事業勘定を加えた予算の総額を歳入歳出それぞれ52億7,830万円とするものでございます。

今後も、高齢者を取り巻く状況の変化を踏まえまして、超高齢社会に対応するべく、適正な介護給付と介護予防事業の拡充を図り、本市の介護保険制度のさらなる充実と保健福祉関連施策の安定的な運営に努力してまいります。

次に、第20号議案令和4年度中間市後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

まず、歳出の主なものとしたしましては、福岡県後期高齢者医療広域連合への納付金として8億5,690万円を計上いたしております。

次に、歳入の主なものとしたしましては、後期高齢者医療保険料として6億3,060万円、一般会計繰入金として2億4,190万円を計上いたしております。

以上により、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,170万2,000円とするものでございます。

今後も、福岡県後期高齢者医療広域連合とのきめ細やかな連携により、安心、信頼の医療の確保及び被保険者の予防医療の推進並びに保険料の収納率向上を図り、より一層の効率的運営に努力してまいります。

次に、第21号議案令和4年度中間市公共下水道事業会計予算について、提案理由を申し上げます。

令和4年度の水洗化戸数は、1万6,241戸を予定し、年間の総処理水量314万立方メートル、1日当たりの平均処理水量を8,603立方メートル、年間有収水量を298万立方メートルと見込んでおります。

まず、収益的収入及び支出について、ご説明申し上げます。

公共下水道事業収益の主なものとしたしましては、下水道使用料4億9,720万円、他会計補助金4億9,695万円、長期前受金戻入3億8,099万円を計上しており、総額14億4,111万5,000円といたしております。

公共下水道事業費用の主なものとしたしましては、流域下水道維持管理負担金3億7,680万円、減価償却費7億6,684万円、支払利息及び企業債取扱諸費1億4,910万円を計上しており、総額14億820万9,000円といたしております。

その結果、令和4年度は消費税を含めまして、3,290万円の利益を見込んでおります。

次に、資本的収入及び支出について、ご説明申し上げます。

資本的収入の主なものとしたしましては、建設改良の財源として建設改良企業債3億8,930万円、国庫補助金2億円、一般会計からの繰入金として他会計出資金1億552万円を計上しており、総額7億5,350万4,000円といたしております。

資本的支出の主なものとしたしましては、建設改良費6億2,087万円、企業債償還金4億8,632万円を計上しており、総額11億919万9,000円といたしております。

また、令和4年度の下水道工事につきましては、岩瀬西町地区など市内19カ所で実施する予定といたしております。

なお、資本的収支の不足額3億5,569万円につきましては、当年度分損益勘定留保資金等で全額補填する予定でございます。

次に、第22号議案令和4年度中間市水道事業会計予算について、提案理由を申し上げます。

令和4年度の給水戸数は、中間市と遠賀町を合わせまして、2万8,149戸を予定し、年間の総配水量を624万立方メートル、1日当たりの平均配水量を1万7,105立方メートルといたしまして、年間有収水量を555万立方メートルと見込んでおります。

まず、収益的収入及び支出について、ご説明申し上げます。

水道事業収益につきましては、10億8,471万円を計上いたしております。

その主な収益といたしましては、給水収益の9億403万円でございます。

また、水道事業費用につきましては、10億7,926万円を計上いたしております。

その主な費用といたしましては、原水及び浄水費として2億4,846万円、また、減価償却費として3億7,336万円を計上いたしております。

その結果、令和4年度は、消費税を含めまして、544万円の利益を見込んでおります。

次に、資本的収入及び支出について、ご説明申し上げます。

資本的収入につきましては、3億1,498万円を計上いたしております。

その主な収入といたしましては、企業債の3億円でございます。

また、資本的支出につきましては、建設改良費、企業債償還元金等で、8億6,853万円を計上いたしております。

この内容といたしましては、令和3年度と同様、配水管の老朽化に伴う配水管布設替工事を重点的に行うものでございます。

その主な工事といたしましては、中間地区におきまして、市道鳥森3号線配水管布設替工事など12件、また、遠賀地区における県道岡垣・遠賀線配水管布設替工事など11件、総件数23件を予定いたしております。

以上により、令和4年度の建設改良事業につきましては、総事業費5億9,580万円をもって実施することといたしております。

なお、資本的収支の不足額5億5,354万円につきましては、当年度分損益勘定留保資金等で全額補填する予定でございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（中野 勝寛君）

ただいま、議題となっております令和4年度各会計予算9件に対する質疑は、3月11日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

## 日程第25. 議員提出議案第1号

### ○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第25、議員提出議案第1号中間市総合会館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小林信一君。

### ○議員（1番 小林 信一君）

中間クラブの小林信一です。合同会派を代表しまして、議員提出議案第1号中間市総合会館条例の一部を改正する条例について、提案説明を述べさせていただきます。

令和4年4月より総合会館にサテライトオフィス、子育て支援センターが新設あるいは移設をされます。このことによりまして、これまで総合会館ハピネスなかまが担ってまいりました福祉会館的機能、これが、より総合化されることとなります。

また、総合会館と背中合わせに設置されています生涯学習センター、この生涯学習センターは、総合会館とほぼ同様の機能を持ち運用されています。この両施設は、一体的な運用を可能とする施設構造となっていると思います。この両施設の一体化、いわゆる複合化を図ることによりまして、施設の行政効率や効果を最大化することができると思われまます。さらに、管理運用コスト、人的コストの縮減も可能となってまいります。このことは、公共施設管理計画に沿うものであることは言うまでもありません。

中間市総合会館と生涯学習センターを一体化、両公共施設の複合化、そして、効率的な運用を行うことで、さらなる住民サービスの向上が図られます。中間市公共管理施設計画、これに定められています公共施設の複合化、これによる効率的な運用を促進する、この目的が果たされてまいります。

令和3年3月をもって廃止されました中央公民館の一時的移設、さらに生涯学習センターへの再移設を行うに当たり、総合会館に一体化、複合化することによりまして、従来の役割と機能を拡張し、住民のニーズにこたえる中央公民館を包括する施設とすることができます。また、同じく廃止されました働く婦人の家の役割、この役割をも担う総合会館を目指す。このことが、本条例改正案の目的でございます。

以上が、本条例改正案の提案理由でございます。

議員各位の賢明なるご判断をよろしくお願いする次第でございます。

### ○議長（中野 勝寛君）

ただいま、議題となっております議員提出議案第1号に対する質疑は、3月11日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

## 日程第26. 会議録署名議員の指名

### ○議長（中野 勝寛君）

これより日程第26、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、田口善大君及び大和永治君を指名いたします。

---

○議長（中野 勝寛君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午前10時57分散会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長            中   野   勝   寛

議 員            田   口   善   大

議 員            大   和   永   治